

# 第 22 期 第 9 回 日高海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和4年12月9日(金) 15時00分～16時00分

2 開催場所 日高振興局 地下会議室

1 出席委員 大澤 晃 弘 逢山 義 幸 佐藤 勝  
 中村 敬 樋川 徹 安田 藤 司  
 坂本 好 則 深根 英 範 山中 孝 俊  
 住野 谷 張 貴 中 村 義 弘

4 欠席委員 神田 勉 小松 伸 美 浦川 聡

5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸松 鉄也  
 漁業管理係長 山渡 直一  
 技師 枝田 孝誠  
 主事 大相 英毅  
 主事 谷川 夢

(日高海区漁業調整委員会)

6 議事事項  
 議案第1号 海面共同漁業権漁場計画(草案)について  
 議案第2号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)  
 議案第3号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の  
 当初配分案等について(答申)  
 議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等につ  
 いて(答申)

7 報告事項  
 (1) 北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について  
 (2) 秋さけ定置漁業の漁獲状況について

8 その他

9 会議のてん末

相川局長 ただいまから第22期第9回日高海区漁業調整委員会を開催  
 します。  
 はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 皆さんこんにちは。  
 今期、第9回目の当委員会開催のご案内を申し上げましたと  
 ころ、皆様方には、師走で何かとお忙しいところご出席を賜り  
 誠にありがとうございます。  
 さて、管内の主要魚種であります秋さけ定置漁業は11月2  
 3日に終了しましたが、速報で漁獲量が1,980トン、前年  
 比160%、金額が17億、前年対比138%となっております。  
 これまでになかった落ち込みとなった昨年実績に比べると、若干  
 上向いたところではありますが、特に東部の地区の来遊不振が  
 顕著となり、平年の実績には遠く及ばない状況で終える結果と

なりました。

また、その他の魚種につきましても落ち込みが大きく、本年の管内漁業生産の10月末速報値では、数量が1万7千500トン、前年比76%、金額が72億5千万円で、対比89%とのことで、非常に厳しい現状で、憂慮される状況にあり、一刻も早い生産回復を願うばかりでございます。

本日の会議議題ですが、来年に切替を迎える共同漁業権漁場計画（草案）の協議のほか、議案事項3件と、報告事項2件となっております。

慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶と致します。

本日はよろしくお願い致します。

相川局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願い致します。

大澤会長

それでは、議事に入ります。

人員の報告を致します。

本日の委員会には、委員14名中、11名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規定により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、中村敬委員と深根委員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号「海面共同漁業権の漁場計画（草案）について」事務局及び振興局から説明してください。

相川局長

はい、着座にて説明させていただきます。

漁業権切替方針とその運用や漁場計画策定要領等につきましては、前回の9月14日開催の委員会でご説明しましたが、再確認という意味で、簡単にポイントをご説明いたします。

まず、議事次第後ろになります「漁業権切替方針の概要について」と書かれた3枚ものの資料をご覧ください。

中段の表のとおり、海面の共同・区画漁業権が令和5年の8月末に、定置につきましては令和5年12月末に、それぞれ存続期間が満了するため、これらについて切替を行っていくこととなります。

(1)の共通事項のポイントといたしましては、①現に適切かつ有効に活用されている漁業権については、おおむね等しいと認められる漁業権を漁場計画に設定することとしております。

また、②ですが。海区漁業調整委員会との意見交換など、緊密な連絡を保ち、漁場計画を策定していくということ、裏面に行きまして、海面共同漁業については、一番上の方に書かれますとおり、今後10年間を見通した資源管理や資源利用を明らかにした「漁業権行使計画」などを関係漁業協同組合に作成していただき、漁協が主体となり、操業体制の維持や資源管理を図っていくこととを基本的な考えとしています。

中段に参りまして、定置漁業は、再生産用親魚の十分な確保による資源の回復・安定に努めるとともに、経営の安定化に向

けて資源量に見合った生産体制の確立を図ることを基本的な考えとしているところでございます。

全体的なスケジュールですが、次ページ下の方の欄になります。

共同漁業権は来年9月1日の免許、右側の定置漁業権は令和6年1月1日の免許に向けまして、草案、素案の検討、協議を進め、共同漁業権は来年5月末までに、定置漁業権は9月の末までに漁場計画が公示されるというスケジュールの予定でございまして、各段階で海区委員会での検討を行っていくこととなりますので、皆様方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

次に、漁場計画策定に当たりまして、海区委員会の役割、計画策定の流れにつきまして、これまでとの変更点を中心にご説明致します。

最後のページになりますが、漁場計画の策定フローが示されていますが、左側が旧、右側が新フローになります。

これまでの切替におきましては、左側に記載のとおり小委員会が草案・素案等を作成し、海区委員会におきまして決定、振興局が本庁へ進達・協議を進め海区委員会が最終案を決定しておりましたところですが、今回からは、右側のとおりに振興局が作成した草案・素案につきまして小委員会との協議、助言を受け海区委員会とも協議を行いまして、振興局が本庁へ提出する形に変更となっております。

作成主体につきましては海区委員会から振興局となっておりますが、協議及び意見の反映など、海区委員会の重要性が変更となったものではありませんので、委員の皆様におかれましては、これまで同様のご配慮を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、草案の説明について、振興局から説明がございました。

松枝係長

振興局水産課漁業管理係長の松枝です。

共同漁業権漁場計画草案について、ご説明させていただきます。

協議文をご覧下さい。

前回委員会でご説明しましたとおり今回切替から振興局が草案を作成することとなり、できあがった漁場計画について策定要領第4(3)に基づき協議する文書となります。

本日、当委員会に先立ち開催された漁業権切替小委員会において、このたたき台を元にご検討頂き、草案として適当なものをご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

初めに、振興局の基本的な考え方について、資料1「海面共同漁業権漁場計画草案作成に係る日高振興局の考え方」と書かれた資料をご覧下さい。

これは、相川事務局長からご説明頂きました道が策定した「漁業権切替方針及び運用」を左側の欄に置き、右側の欄で、各組合の実情・要望を伺った上で、振興局としてどう考えているかについて、簡単に対比する形にまとめた資料です。

個別に説明致します。1ページの右側をご覧下さい。

1の「基本的考え方」については、振興局としても、道の方針に基づく考えで整理させていただいてございます。

2の「策定に当たっての考え方」に、現段階の振興局の主な考え方を示されております。

1つ目ですが、草案作成においては、各組合から提出されました営漁計画等に基づき、振興局と組合で協議を行ない、魚種や漁業種類等については、現行漁業権を活用漁業権として、現行漁業権の内容は草案に盛り込んで作成しています。

2つめですが、一部共同漁業権漁場区域において、次期漁業権期間内で未利用資源の有効活用が見込まれることから、当該魚種について追加しています。

3つめですが、今後検討の主なものになると思いますが、行使実績ない魚種・漁業等については、道から適切かつ有効な利用や、行使していない合理的理由を求められているところであり、草案の現段階に合わせまして未整理のものが計画に含まれています。

これらについては、今後道との協議を行い、全道的な傾向や判断を踏まえた中で、再度地元との協議を深めさせていただき、その必要性について検討していくこととしております。

以上の3つが、草案策定にあたって、振興局の主要な考え方となります。

めくって2ページは、第一種関係地区と漁場区域であります。が、現行通りとしています。

3ページ、漁業名称につきましても現行通りとしています。

第二種及び第三種における関係地区と漁場区域につきましても現行通りです。

4ページでございますが漁業の名称も現行通りです。

漁業時期については、道の方針で詳細に記載されております、サケマス稚魚の混獲防止、9月カラフトマスと秋サケ同時来遊期の小定置は管内の該当ありませんので、振興局としても道方針と同じく、漁業時期については、操業実態に応じ必要最小限にとどめることとしています。

5ページをご覧ください。

シロザケとカニ類の混獲禁止については、これまでと同様に免許条件として付すこととしております。

特定水産資源について記述しておりますが、今後追加が想定されるTAC魚種等については、タイミングが合って、必要に応じ検討していくこととしております。

6ページをご覧ください。

合併漁協関係地区及び第一種ほたての漁場区域につきましても、現行通りです。

漁業権許可制移行が必要な場合につきましては、道方針と同様に、適宜検討することと記述しておりますが、現状では管内には該当ありません。

以上が草案作成に当たっての振興局の考え方になってございます。

次に資料1の後ろに参考資料1として添付した資料をご覧ください。

これは、道からの依頼に基づき、各漁協に現行漁業権の状況を提出頂きまして、振興局の今後の対応方針を加えて道へ提出したものでございます。

全ての漁業権で、今後の対応方針は「同様」という文言とし

ておりまして、基本的には類似漁業権を設定する方向で、削除は行ってない事が示してございます。

一部行使実績ない魚種・漁法に関しては、先ほども申し上げましたとおり、継続検討して参ります。

3枚ほどめくったところに、営漁計画（総括）との資料が添付されております。

各漁業者の営漁計画中に、各漁業権がどの様に組み込まれるかを示した資料でございまして、先ほどの資料と同様、道に提出済みです。

今後、時点修正を重ねながら、行使しない合理的理由によらない実績のない全ての漁業権を、漁業者の営漁計画に組み込んでいくことが求められます。

今回は、各組合一箇所ずつを例として添付しております。

前に戻り、資料1の7ページ「第8次日高海区漁場計画草案」と記載された資料をご覧ください。

草案につきましては、先ほど説明したとおり、全ての現行漁業権を含んでおり、それが白丸で示された魚種・漁法という形で整理しています。

また、一部共同漁業権漁場区域において、次期漁業権期間内で未利用資源の有効活用が見込まれることから、当該魚種について追加するものを黒丸で3点示しております。

日高中央あわびについて3点、黒丸でしめしております。

8ページをご覧ください。

下段条件の欄に、これまでと同様に、シロサケとケガニの制限について、免許条件としております。

12ページと13ページは、草案の漁場区域図となっており、これについては現行の区域で同じ区域となっております。

以上、草案作成に当たっての考え方、漁協の要望、協議結果の概要を示すことで、草案説明とさせていただきます。

ご検討よろしく申し上げます。

大澤会長

説明が終わりました。

これに対するご意見、ご質問はありませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

なければ、協議のあった漁場計画の草案については、特段支障がなく、適当なものとして、その旨、日高振興局に回答することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、振興局に回答いたします。  
次に、議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」知事から諮問されています。  
事務局から説明をお願いします。

相川局長

北海道資源管理方針の一部改正について説明します。  
資料につきましては「諮問文（資源管理計画）」でございます。

法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙、諮問文の裏面になりますが、このとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

今回の主な改正内容については、「北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」とA4横版の別紙の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。

なお、変更がある部分については、朱書きで下線を引いた部分となっております。

今回の改正内容は大きく分けて資料2-1(1)から(4)にお示しする4点となります。

まず1点目(1)ですが、新旧対照表の1ページ目、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しております。

続いて資料2-1の(2)ですが、漁獲報告に関する規定の修正ということで、3月にクロマグロ、スルメイカ、スケトウダラで変更した、TAC報告の期日等に係る記載内容の一部修正につきまして、新旧対照表の2ページから6ページに記載のとおり、さんま、まいわし、ずわいがににつきましても、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、変更を行うものです。なお、クロマグロにつきましては、一部軽微な文言の修正を行うものです。

続きまして、3点目資料2-1(3)ですが、北海道資源管理方針の別紙2の規定です。特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、道方針では別紙1に定められておりますが、TAC魚種「以外」の水産資源のうち、法に基づく資源管理の目標を定めるに当たって、必要な資源評価が行われ、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を「別紙2」として定めることとします。これは、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が定められる場所ということになります。

ただし、現時点でTAC魚種以外に国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから「該当なし」としますが、今後の新規TAC魚種の議論の進捗によっては、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が追加されていくものと考えております。

続きまして、今回の一番大きな改正内容で、資料2-1の(4)道方針の別紙3の追加でございます。国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。

認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を締結し知事が認定するためには、この北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があるため、今後、現在の資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、道方針に資源管理の方向性を定めていくこととなります。

今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている19魚種について、北海道資源管理方針

の別紙3に追加するものです。

それぞれの魚種ごとの資源管理の方向性は、A3の資料資料2-2をご覧ください。それぞれの魚種ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性(案)を記載してございまして、備考欄には資源管理の方向性の根拠を記載し、案とております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2027年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としてございます。

なお、「さけ北海道海域」については、ふ化放流計画に基づき資源造成を行っている魚種でございますので、「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」に基づき、来遊資源2800万尾の回復を目指すという内容としてございます。

説明は以上です。

大澤会長

ただいま説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等がなければ、議案第2号については、諮問内容に異議が無い旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。

続きまして、議案第3号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」知事から諮問されています。

事務局から説明してください。

相川局長

はい、資料は諮問文(TAC)と書かれた資料です。

資料「諮問文(TAC)」をご覧ください。

諮問の内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群)に関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年1月から12月までの管理期間となるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種でございます。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

諮問文の裏面になりますが、これが別紙に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案でございます。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まずは資料3-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。

これは、11月21日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経まして国から示された、令和5管理年度における当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを

示したものです。

まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われておらず、現在の保存管理措置が継続されていることから、令和4年と同様の内容となっており、国全体の漁獲可能量は1.55、335トンとなっております。

ただし、令和5年3月にNPFCが開催予定となっており、会議で新たな保存管理措置が採択された場合には、国は必要に応じて改訂を検討することとしています。

なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、今年度の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており北海道に対しては6、300トンが配分されています。

次にまあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2021年の平均親魚量は2万7千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2021年の平均親魚量は29万1千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値152、400トンが、令和5年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が45、200トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2021年の平均親魚量は221万トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオにより算定された、92万2千トンが、令和5年のTACとして設定されています。

太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が551、000トン、北海道の知事管理量は、前年より7、400トン多い38、600トンの設定となっています。

なお、大中型まき網による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われています。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は577、600トン



となっております、なお、国ではマイワシのTACの15%138,300トン留保しておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は11.2,500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

まず、さんまについては次のページ、資料3-2をご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業であるさんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理、その他漁業については現行水準とします。

なお、国から配分された6,200トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠につきましては、2,100トンが配分されており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により6,200トン配分することとしております。

続きまして、資料3-3のまあじについてですが、「まあじ」は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものでございます。

次のページ、資料3-4のまいわしをご覧ください。

国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ27,000トン、令和3管理年度と等量を配分します。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）でございまして、この採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年3カ年では、令和3年の28,722トンが最も多くなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道その他漁業採捕量の9割以上、まいわしの採捕量全体で見ても6割を超える状況となっておりますので、道全体のTACを超えることがないように適切に管理を行うこととしていきます。

諮問内容の説明は以上となります。

大澤会長

ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等がなければ、議案第3号については、諮問内容に異

議が無い旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。  
続きまして、議案第4号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」知事から諮問されています。  
振興局から説明をお願いします。

松枝係長

振興局水産課の松枝でございます。

漁業許可の公示に係る諮問4点について、説明させていただきます。

まず、諮問文（さけます）をご覧ください。知事から日高海区への諮問文で「制限措置の内容及び申請すべき期間について」となっております。

2ページ目、日高が関係する漁業種類は、太平洋海域における「小型さけ・ますはえ縄漁業」で、十勝・釧路・根室何れかに住所を有する者が対象であり、日高管内の者は対象となっておりますが、操業海域が根室管内納沙布岬から函館市恵山岬と青森県尻屋崎を結ぶ線となっておりまして、日高管内沖合海域が操業区域に含まれていることから、諮問されたものとなっております。

制限措置等の内容について、漁業時期・隻数など、全て従前と変更ございません。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、設定しております。

備考欄1に許可の有効期間といたしましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日と1年間の許可となっております。

さけますはえ縄については以上となります。

続けて、諮問文（めぬけ）をご覧ください。知事から日高海区への諮問文で「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」となっております。

資料1が制限措置等となっております。

いくつかの海域に分かれておりまして、一番上の釧路海域につきましても、操業区域が釧路沖合で、釧路管内在住者が対象となっているものであり、日高との直接的な関係はないものです。

日高海区としては、2段目の日高海域からが関係部分となります。

この日高海域関係部分を通して説明致します。

海域は日海共第42号共同漁業権漁場区域となっており、単有漁業権沖合の3単協が共有する海域ということになっております。

漁業時期は、毎年4月1日から翌年3月31日まで周年で、隻数29隻、総トン数20t未満、営む資格者は日高振興局管内に住所を有する者で、従前と変更ございません。

備考欄に許可有効期間が示され、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

2の起業認可につきましても、令和5年4月1日から令和6

年3月31日までの1年間の有効期間となっております、その間に許可以降の場合は令和8年3月31日まで有効期間となります。

申請書提出先は、申請者住所地の振興局又は総合振興局となっております。

制限条件として、陸揚げ港制限、漁具の網長最大4千m、漁具標識、さけます及び調整規則制限以外のかに類の海中還元義務などが付される可能性が記載されています。

更に日高海域におきましては、網目制限として、結節間6.25cm以上と掛け目40かけ以内の制限が追加されています。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づきまして、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和5年2月3日から3月2日までと設定しております。以上が日高海域となります。

続きまして、3段目の太平洋西部海域ですが、この段以降は日高海域との相違点を中心にご説明申し上げます。

太平洋西部海域は、幌泉・広尾の郡界以西の太平洋海域となっております、概ね津軽海峡東端までの広い海域となります。なお、日高管内のみ共同漁業権漁場区域は、先ほどの日高海域が設定されているなどから対象外となっております。

日高管内在住者は4隻となっております従前と同じ隻数です。

次の段は、日高海域と太平洋西部海域両方を対象とする日高在住者の説明となっております。

隻数は11隻となっております。

両方の海域を持つ許可の場合、備考の3でございますが、最大網長の制限条件が海域ごとに4千mとなります。

下の段は、太平洋西部海域を対象とする、胆振管内在住者で隻数1.5隻、最下段が、太平洋西部海域を対象とする渡島管内在住者で隻数6隻ということになってございます。

続きまして資料2許可等の基準は、操業実績者を最優先として、次に新規の場合について、有効許可受有者で、満了日に有効な許可者、完全な新規の場合につきましても、漁業経験と住所地により配点し判断していく事とされております。以上がめぬけの諮問関係の説明です。

続けて、諮問文（えびかご）をご覧ください。知事から日高海区への諮問文でございます「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」となっております。

資料1が制限措置等となっております。

操業区域の日高振興局管内沖合海域につきましても、たこ漁業の共同漁業権漁場区域を除く管内沖合海域となっております。備考欄の有効期限は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間となっております。

起業認可有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月28日までの1年間ですが、その間に許可の場合令和8年2月28日まで有効となります。

申請書提出先は、日高振興局です。

制限条件として、陸揚げ港制限、かご数の最大800個となつてございますが、たこ漁業兼業者はたこかごとの兼用となること、かご網目10節以上、漁具標識、つぶ類及びみずだこ、調整規則禁止以外のかに類、夏のなまこの海中還元義務などが付される可能性を記載しています。

申請すべき期間につきましては、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和4年12月19日から令和5年1月18日までの申請期間を設定しております。

資料2許可等の基準は、操業実績者を最優先といたしまして、次に新規の場合、有効許可受有者で、満了日に有効な許可者、完全な新規の場合、漁業経験と住所地により配点し判断していく事とされております。以上が、えびかごの諮問説明です。

続けて、諮問文（たこかご）をご覧ください。知事から日高海区への諮問文で「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」となっております。

資料1が制限措置等となつてございます。

操業区域の日高振興局管内沖合海域は、たこ漁業の共同漁業権漁場区域を除く管内沖合海域となつておりまして、操業時期は毎年3月1日から10月一杯まで、隻数48隻、トン数20t未満となつており、日高管内在住で日高振興局管内沖合海域えびかご許可受有者が対象者となつており、これについても従前と変更ありません。

備考欄の内容は、日高振興局管内沖合海域えびかご許可と同一の内容です。

4の(2)かご数につきましては、えびかごとの兼業が前提となる許可であり、記載方法がえびかご兼用で800個以内と記述方法だけが異なりますが、趣旨は同一です。

資料2の許可等の基準につきましても、日高振興局管内沖合海域えびかご許可と同一です。

以上が、たこかごの諮問説明ということで、議案4知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についての説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

大澤会長

ただいま振興局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項(1)「北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」事務局から説明願います。

相川局長

報告事項(1)北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、説明いたします。

資料は、報告事項(1)です。

第22期第8回の北海道連合海区委員会が11月29日に開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容は、1ページ目会議次第のとおり、委員会では、議案事項1件、協議事項1件、報告事項が2件の内容で、議案事項及び協議事項につきましては何れも原案どおり承認されております。

これらの内容のうち、協議事項の北海道資源管理方針の一部改正につきましましては先ほどご審議いただきましたものでございます。また、秋さけ関係については、後ほど報告事項(2)において、併せてご説明することといたしまして今は割愛させていただきます。

ここでは、議案事項「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示(案)について」概要を説明いたします。

一枚めくりまして、資料1-1をご覧ください。

かじき等流し網漁業の現状と課題についてですが、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業のうち、10トン以上船については昭和58年に道連合海区漁業調整委員会指示による承認漁業、平成元年からは大臣届出漁業として発足し、のちに大臣及び知事許可漁業として営まれております。

一方、10トン未満船はこれまで一貫して自由漁業として営まれてきましたが、10トン以上船が承認漁業となった当時と比較しまして、船型が大型化していることや、クロマグロがTAC管理魚種となったこと、また、カジキ類やサメ類については保存管理措置が求められるなど、漁業を取り巻く状況は大きく変化しているところです。

現在、10トン未満船については自由漁業のため法令等による規制がなく、また漁獲物のほとんどが道外に水揚げされているなど漁業実態が不明な点が多いことから、実際の操業隻数や漁獲量、経営状況の把握などの基礎的な情報を収集し、当該漁業の管理のあり方を検討する必要があるところでございます。

これら、現状と課題を受けた、2、対応方向についてでございますが、現在の自由漁業となっている10トン未満船による「かじき等流し網漁業」を、現状の漁獲努力量が無秩序に増加させず、必要な漁労設備等を有するなど着業の準備が整っている者を対象として、操業実態を把握することとし、その実施の方法として、10トン以上船で実績のある道連合海区委員会の委員会指示の承認制を導入したい、とのことで、今回、知事から道連合海区委員会に委員会指示の発動について協議があったものです。

委員会指示の概要ですが、対象魚種漁法はかじき等を漁獲対象とする、10トン未満船による流し網漁業で、制限海域は北海道沖合海域、制限期間は令和5年1月1日から12月31日、承認対象者は前年度操業実績者など委員会が必要と認める者、必要な漁労設備等を現に有する着業準備が整っている者とさせていただきます。

その他条件等として北海道かじき等流し網漁業協議会への加入、となっております。

委員会指示の内容詳細については、次の資料1-3のとおりですので、

後ほどお目通し願います。

なお、参考ですが、道内からは日高管内船3隻ほか、また、道外から宮城及び岩手県の協議会員各1隻からの申請が想定されるようでございます。

本協議につきましては、特に意見なく、了承され、11月30日付けで委員会指示が発動されております。

報告は以上です。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きまして、報告事項(2)「秋さけ定置漁業の漁獲状況等について」事務局から説明願います。

相川局長

それでは、報告資料2-1、令和3年度秋さけ定置漁業の地区別・漁協別漁獲速報 昨年同期対比をご覧ください。

この数字は秋さけ定置の本年度の速報値ですが、一番下段、日高管内合計としては、数量で1,980トン、前年比1.61.2%、漁獲尾数は62万尾で前年比1.68.7%、金額は17億円で、前年比1.38.3%となり、経験のない不漁となった昨年を上回ったものの、不振な結果となりました。

また、地区別で見ますと、えりも以西地区では数量は249.2%、金額が214.1%となりましたが、えりも以東地区では数量が前年の55.5%、金額は47.2%と、大幅な減少となりました。

キロ単価については、862円となり、昨年平均の15%ダウンとなっております。

次の裏のページには過去5カ年平均との対比を示しておりますが、管内全体としては数量、金額ともに昨年対比より低いパーセンテージとなっている状況でございます。

次のページの参考資料ですが、。今報告しました実績につきまして過年度との対比をグラフにしております。

濃い青のラインがR4年度、水色のラインがR3年度、グレーのラインが過去5カ年平均を示しております。

また、裏の方には旬の漁獲状況を対比したグラフを添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告資料2-2、A3の一枚ものの資料をご覧ください。

例年、同様の資料を提供させていただいておりますが、平成元年から令和4年までの旧漁協別の漁獲状況をまとめておりまして、右側に数量、尾数、金額別の順位とキロ単価を記載しております。

今年度は下から3段目になりますが、重量、尾数、金額すべて33番目と、昨年に次ぐ年度の中で2番目に低い数字となりました。

単価につきましては、昨年に次ぐ過去3番目の高値となりました。

次の資料からは11月29日に開催されました北海道連合海区漁業調整委員会にて報告された事項について、報告いたします。

報告資料2-3は、11月20日現在の全道の漁獲状況についての報告資料となります。

漁獲尾数ですが、オホーツク海域では対前年比174%、根室海域では195%、えりも以東120%、えりも以西218%、日本海海域では180%となっており、全道総計で見ると、176%の2,930万尾の漁獲となっております。

次の資料からは11月10日現在のさけます捕獲採卵状況ということで後ほどお目通し願います。

続きまして、道総研さけます内水面水産試験場から「令和3年前中期の秋サケ来遊数（暫定値）について」、裏面2ページ目「全道の年別年級別来遊数」、11月10日現在全国のさけ捕獲採卵漁獲速報についても後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが、今漁期のサケの漁獲報告を終わります。

大澤会長 ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員 ありません。

大澤会長 それでは、本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんからなにかございませんか。

各委員 ありません。

大澤会長 事務局から連絡事項などありませんか。

相川局長 はい、次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、来年1月または2月に開始を予定しています。

あらためて日程の調整をしご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大澤会長 それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。

《 閉 会 》

